

正倉院文書の訓読と注釈 月借錢解編 第十分冊 (完)

宮川久美  
MIYAGAWA Hisami

正倉院文書の訓読と注釈 月借錢解編 第十分冊(完)

The Japanese Reading of Chinese Texts in the Book of Japanese of Geshakusen-ge (part of Shoso-in-monjo)  
and Explanatory Notes on it

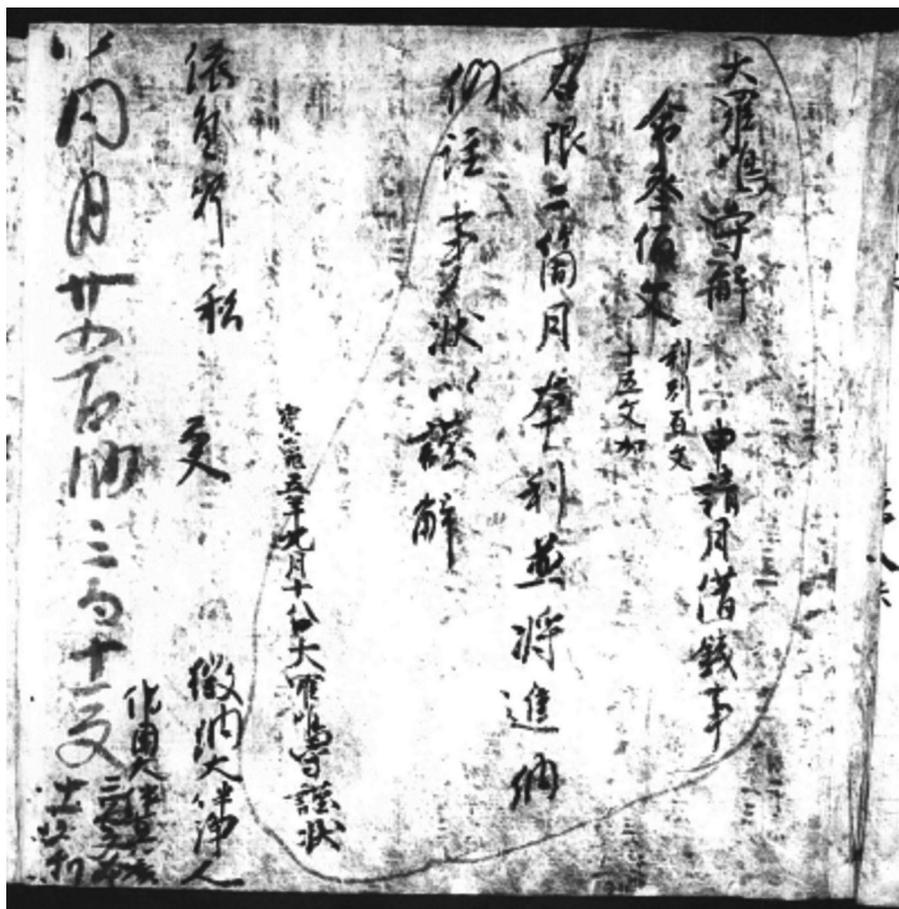
キーワード 尊(シコト) 出挙錢 借貸錢 商錢 冒名 納報

宮川久美

MIYAGAWA Hisami

目次

はじめに	-----	第一分冊の1
凡例	-----	第一分冊の1
月借錢解について	-----	第一分冊の2
本文編(第十分冊では101～107、201～207、301～303のみ)	-----	第十分冊の4
補注1(「毎」と「別」)、2(受 相受 專受 請 專請 給 專給 專)、3(返済期限を示す表現)	-----	第一分冊の30
補注4(成す・成し)、5(在物板屋)、6(生死同心)	-----	第二分冊の22
補注7(大生子敷)、8(借貸)	-----	第六分冊の46
補注8(借貸)(再掲)	-----	第十分冊の40
補注9(尊)	-----	第十分冊の41
表題について(再掲)	-----	第十分冊の43
月借錢解総目録再掲について	-----	第十分冊の43
参考文献追加	-----	第二分冊の25
月借錢解総目録	-----	第二分冊の26
月借錢解総目録(85以降再掲)	-----	第十分冊の44



訓読文

大羅嶋守解す 月借錢を請ふ事を申す。

合はせて参佰文（利は百文ごとくに十五文を加ふ）

右は二箇月を限りて 本利並びに將に進納せむ。仍りて事の状を注して以て謹みて解す。

寶龜五年九月十八日 大羅嶋守謹みて状す

別巻一・巻  
一員に依りて行へ 私 更

別巻二  
一徵納 大伴浄人

別巻三・巻  
一借用 大伴真廣

（返書記録）  
一同月廿五日を以て三百十一文を納む（三百文は本、十一文は利）

注釈

おほはまみのしまちり

**大羅嶋守** 経師。大編、大綱にも作る。宝龜元年から宝龜七年に見える。月借錢解では41 70 10 104に見える。

**合参佰文**（2行目）『大日本古文書』は「各参佰文」と翻刻するが、「合参佰文」の誤り。

**二箇月** 「箇」は「箇」に作る。写真参照。

**本利並** 本も利も両方とも。1の注釈「本利共備」参照。

**私** 写経所内部での財源による区分か。1の注釈「司」参照。

**更** さらに。22 23の注釈参照。

**徵納** 取り立てて納めるの意であろう。106にも、「徵成將進人 大伴浄

大羅嶋守解 申請月借錢事

各參佰文利別百文十五文加

右、限二箇月、本利並將進納、仍注事狀、以謹解、

寶龜五年九月十八日大羅嶋守謹狀

<sup>※3</sup> 依員行 私 更

<sup>※2</sup> 徵納大伴真廣

<sup>※1</sup> 以同月廿五日、納三百一十一文三百文本借用大伴真廣一十一文利

人」とある。

大伴浄人 経師・校生。月借錢解では24（證人）、49（知申給人）、101

（徵納）、104（證人）、106（徵成將進人）とある。24参照。

借用大伴真廣（別筆3）返済記録の割り注の右側に書かれている。し

かし、大伴真廣の借錢解は残つておらず、ここで返済された三百文を大伴真廣が借用したという意味なのかどうか、分からない。大伴真廣は真尋にも作る。

裝潢。月借錢解では54 63に見える。

舟木直麻呂等月借錢解 二十三ノ五十一 統統修四十一四裏第19ノ18紙



訓読文

〔謹みて解す。〕 月借錢を請ふ事を申す。

〔錢參〕 貫肆佰文（利は百別に十五文）

舟木直麻呂 六百文 刑部真主 六百文

占部忍男 七百元 酒波家麻呂 五百文

栗内真公 八百文 工淨成 五百文

他田嶋麻呂 四百文

右件の錢は料を給はらむ時に當りて本利并せて數に依りて將に進上せむ。若し一人闕かば、遺れる人等、數に依りて進納せむ。仍りて事の状を具さに注して以て解す。

寶龜五年九月十九日

- 〔別筆1・朱〕 一信
- 〔別筆2・朱〕 一穗
- 〔別筆3・朱〕 一和
- 〔別筆4・朱〕 一信
- 〔別筆5・朱〕 一信
- 〔返済記録1・朱〕 十一月廿八日を以て八百七文を納む（六百文は本）
- 〔返済記録2・朱〕 十一月廿九日を以て九百卅二文を納む（七百文は本）
- 〔返済記録3・朱〕 十二月二日を以て六百七十八文を納む
- 〔返済記録4・朱〕 十二月二日を以て五百卅八文を納む（四百文は本）
- 〔返済記録5・朱〕 十二月六日を以て五百文を納む。（二百文は本、二百九十二文は二月又十三日利） 定六百文

解 申請月借錢事  
 参貫肆佰文 利百別十五文  
 以六年六月二日納一千九十五文  
 刑部眞主六百文 信  
 以十二月十一日納  
 舟木直麻呂六百文 信  
 以十一月廿八日納八百七文、六百文本  
 占部忍男七百文 信  
 以十一月廿九日納九百卅二文、七百文本  
 酒波家麻呂五百文 信  
 以十二月二日納  
 兼内眞公八百文 和  
 以十一月廿九日納九百卅二文、七百文本  
 工淨成五百文  
 他田嶋麻呂四百文 信  
 以十二月二日納五百卅八文、四百文本百卅八文  
 右件錢、當料給時、本利并依數將進上、若一人關遺人等依數進納、仍事狀  
 具注、以解  
 六月九日、納二百卅文、九十文二月之利 定二百文 余卅五文  
 寶龜五年九月十九日  
 十月三日、納二百七十七文、二百文本

〔返済記録6・朱〕  
 「十二月十一日を以て二百卅文を納む。二月又廿日の利」  
 〔返済記録7・朱〕  
 「六年四月六日、六百六十文を納む。〈三百文は本、三百六十  
 定三百文〉」  
 〔返済記録8・朱〕  
 「六年六月二日を以て一千九十五文を納む。」  
 〔返済記録9・朱〕  
 「六月九日、二百卅文を納む。〈九十五文は二月又三日の利、一百文は  
 本〉定二百文、余卅五文」  
 〔返済記録10・朱〕  
 「十月三日、二百七十七文を納む。〈二百文は本、  
 〉」

〔注釈〕

〔錢参〕貫肆佰文 『大日本古文書』は「参」を読んでいるが、写真では見えない。「肆」もすり消しの上からの訂正のように見える。工淨成が抹消されているので、その分、五百文を差し引くと、総額三貫六百文となる。「肆」の右側の朱の訂正「六」は総額が三貫六百文であることを示している。

**舟木直麻呂** 経師。船木直麻呂。氏を中臣船木にも作る。船木麿にも作る。宝龜元年〜五年に見える。月借錢解では2649638586102に見える。  
**刑部眞主** 経師。天平宝字六年から宝龜六年まで見える。月借錢解では325179102に見える。  
**占部忍男** 経師。月借錢解では1449628597102に見える。14参照。  
**酒波家麿** 経師。4985102に見える。49および26参照。  
**兼内眞公** 経師。月借錢解では1521286276869395102に見える。15参照。  
**工淨成** 経師。7参照。  
**他田嶋麻呂** 経師。嶋万呂にも作る。宝龜元年から宝龜七年に見える。月借錢解では749525797102に見える。

**右件** 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

**本利并** 「并本利」が正格の語順。月借錢解中、30と49の「并加本利」のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。

\*この解文と次の103の解文は第18紙と19紙の継ぎ目にまたがって書かれている。

\*別筆の「信」「穂」「和」などは貸し出す財源のメモか。3の注釈「一切」参照。

\*日付の後ろから切断されており、裁可記録は残っていない。

\*返済記録1は舟木直麻呂のもの。

\*返済記録2は占部忍男のもの。

\*返済記録3は酒波家麻呂のもの。

\*返済記録4は他田嶋麻呂のもの。

\*返済記録5は栗内真公のもの。

\*返済記録6は刑部真主のもの。

\*返済記録7は栗内真公のもの。

\*返済記録8は刑部真主のもの。

\*返済記録9は栗内真公のもの。この時点で元本がまだ二百文残っている。

\*返済記録10は栗内真公のもの。六月九日以降の二百文に対する利子と元本二百文から六月九日に「余卅五文」と記されていた払いすぎの分を差し引いた額が二百七十七文である。



金月足・丈部濱足連署月借錢解 二十三ノ一七九 続修四十―四裏第19ノ18紙



訓読文

寶龜五年十一月卅日

金月足

丈部濱足

(返済記録1・巻)  
一七月十九日、三百八十文を納む。〈二百文は本、一百八十文は二月之

利〉」  
(返済記録2・巻)  
一九月廿日三百二十文を納む。〈二百文は本、一百廿文は二月之利。定

二百文〉」

(返済記録3・巻)  
一十月廿七日、二百卅六文〔を納む〕。〈二百文は本、卅六文は一月又六

日の利〉」

(返済記録4・巻)  
一六百廿五文 定六百文 四百文は本、二百廿五文は利」

注釈

こむのつきたり  
**金月足** 経師。月借錢解では3 29 42 52 66 68 83 90 100 103に見える。3参照。

はせつかへのはまたり  
**丈部濱足** 経師。月借錢解では2 29 34 52 62 66 75 90 103 105に見える。2参

照。

**定** 残りの意。負債の残高。『名義抄』に「トドム」の訓がある。

\*この文書は前欠である。

六百廿五文<sup>(3)</sup>\*

寶龜五年十一月卅日  
金月足

十月廿七日、納<sup>(納脱之)</sup>二百卅六文<sup>(米)</sup>、二百文本、卅六文、一月又六日利<sup>(自署)</sup>

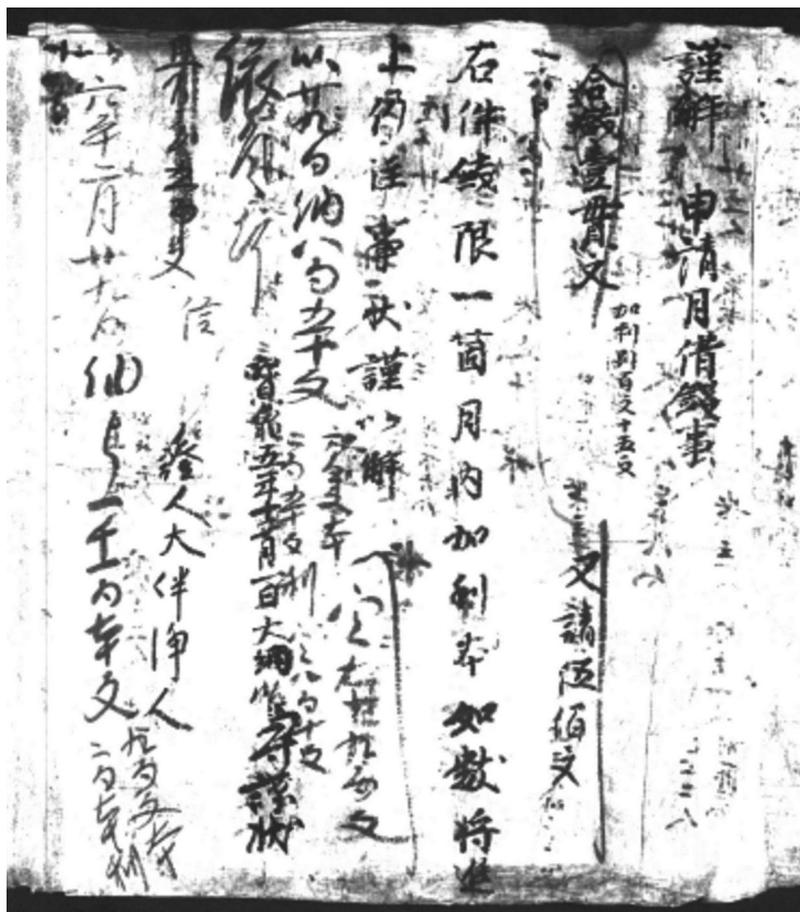
丈部濱足

二百廿五文

七月十九日、納<sup>(米)</sup>三百八十文<sup>(米)</sup>、二百文本、一百八十文、二月之利

二百廿五文

九月廿日、納<sup>(米)</sup>三百廿文<sup>(米)</sup>、二百文本、一百廿文、二月之利 定二百文



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。  
合はせて壹貫文 〈百文ごとに十五文を加ふ。〉  
右件みぎの錢は、一箇月の内を限りて利を本に加へ、數の如く將に進上せむ。  
仍りて事の状を注して謹みて以て解す。

實龜五年十二月一日 大網嶋守謹みて状す。

證人 大伴浄人

- 〔別筆<sup>1</sup>・志〕 一員に依りて行へ〕
- 〔別筆<sup>2</sup>・志〕 一且五百文を下し充つ 〈信〉 〕
- 〔別筆<sup>3</sup>〕 一又伍佰文を請ふ〕

- 〔源清記録<sup>1</sup>〕 一廿九日を以て八百五十文を納む。 〈六百文は本。 定本九百文。 二百五十文は利 定八百十文〉 〕
- 〔源清記録<sup>2</sup>〕 一六年二月廿九日を以て一千一百七十文を納め了る。 〈九百文は本。 二百七十〔文〕は利〕 〕

注釈

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

大網嶋守 おほよこみのしまもり 經師。大編、大羅にも作る。宝龜元年から宝龜七年に見える。月借錢解では4170101104に見える。

謹解 申請月借錢事

合錢壹貫文 加利別百文十五文

又請伍佰文

右件錢限一箇月内、加利本、如數將進上、仍注事狀、謹以解、

以廿九日、納八百五十文 六百文本 定本九百文  
二百五十文利 定八百十文

依員行 寶龜五年十二月一日大綱嶋守謹狀

證人大伴淨人 (異筆)

且下充五百文信

以六年二月廿九日、納了一千一百七十文 九百文本  
二百七十利

證人 事実の有無を証明する人。1の注釈「保」参照。

大伴淨人 おわたりのきよひと 経師・校生。月借錢解では24(證人)、49(知申給人)、101

(徵納)、104(證人)、106(徵成將進人)とある。24参照。

定本九百文 定は残りの意。八百五十文の返済のうち、六百文が元本の

返済に、二百五十文は利子の返済に充てられ、差し引き勘定して元本が

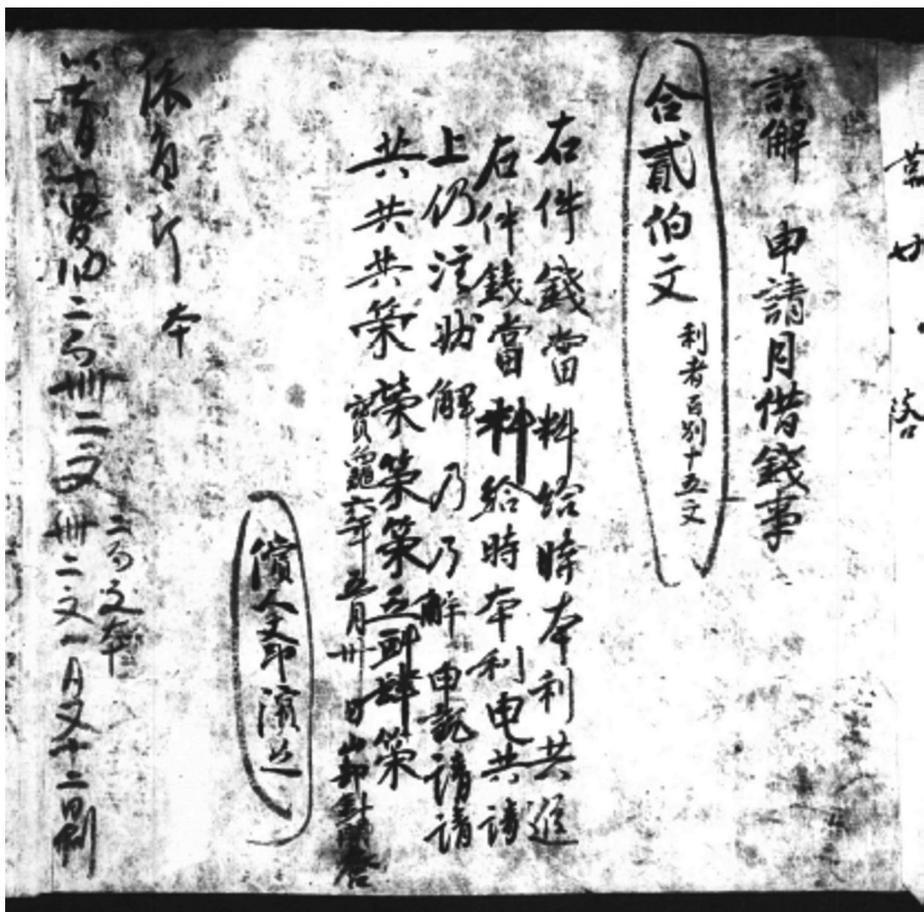
九百文残っているという意味。『名義抄』に「トドム」の訓がある。

\*別筆3は「合壹貫文」の下に書かれている。はじめに一貫文の借錢を

申し込み、それに対して別筆1で判許があり、その後、又五百文を請う

たらしい。それも下し充てられ、計一貫五百文の借錢となった。

山部針間麻呂月借錢解 二十三ノ五一六 続修四十一三裏第62紙



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて貳佰文（利者百別に十五文）

右件の錢は、料を給はらむ時に當りて、本利共に進上せむ。仍りて状を注して解す。

實龜六年五月卅日 山部針間麻呂

償人 丈部濱足

（別筆本）  
一員に依りて行へ 本

（返寄記録・本）  
七月十四日を以て二百卅二文を納む。二百文は本、卅二文は一月又

十二日の利）

注釈

貳佰文 「佰」の字体は一画少ない字体。写真参照。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

本利共 元本も利息もともに。1の注釈「本利共備」参照。

償人 債務者が逃亡・死亡等により支払い不能となった場合に支払い保証をする人。1の注釈「保」参照。

山部針間麻呂 経師。針間万呂、播磨万呂、夜部播磨万呂にもつくる。

天平二十年～宝龜五年に見える。月借錢解では22 29 33 61 72 75 76 105に見える。

丈部濱足 経師。天平勝宝六年から宝龜六年までに見える。月借錢解では2 29 34 52 62 66 75 90 103 105に見える。

謹解 申請月借錢事

合貳伯文利者百別十五文

右件錢、當料給時、本利共進上、仍注狀解、

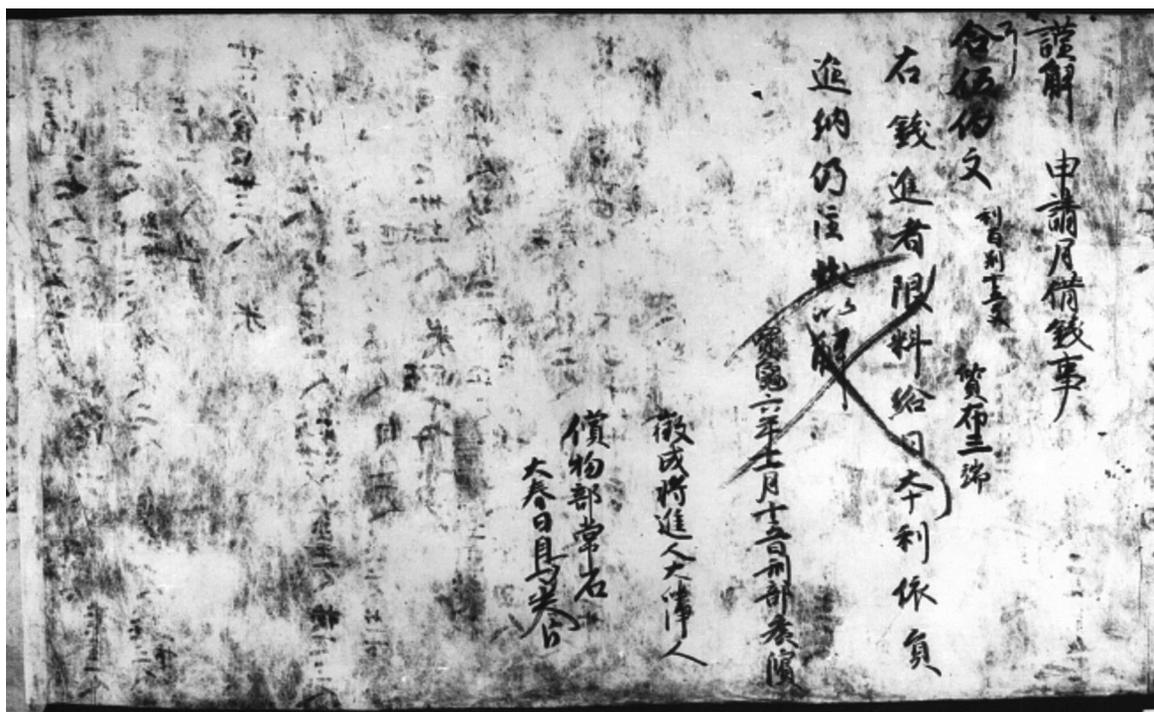
寶龜六年五月卅日山部針間麻呂

償人丈部濱足

依員行本

以七月十四日納二百冊二文二百文本冊二文一月又十二日利

刑部廣濱月借錢解 二十三ノ五六八ノ五六九 統統修四十一四裏第62紙



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて五百文（利は百別に十五文）質は布三端

右の錢を進る者、料を給はらむ日を限りて、本利員に依りて進納せむ。仍りて状を注して以て解す。

實龜六年十一月十五日 刑部廣濱

徴り成して將に進る人 大伴浄人

償 物部常石

大春日鳥養

注釈

刑部廣濱 裝潢。4 13 54 57 58 83 106に見える。4 参照。

大伴浄人 経師・校生。月借錢解では24（證人）、49（知申給人）、101（徴納）、104（證人）、106（徴成將進人）とある。24 参照。

償 償人。債務者が逃亡・死亡等により支払い不能となった場合に支払い保証をする人。1の注釈「保」参照。

物部常石 経師。月借錢解では49 57 63 76 95に見える。49 参照。

大春日鳥養 経師。大春にも作る。宝龜六年から七年に東大寺一切経所に出仕した。「大春日」を二字にして「大春」にも作るのは、41の「大

依羅」を「大羅」にも作るのと同じ。  
\* 裁可記録・返済記録ともない。

謹解 申請月借錢事

合り五百文 （全賤力）  
利百別十五文 質布三端

右錢進者、限料給日、本利依員進納、仍注狀、以解、

寶龜六年十一月十五日刑部廣濱

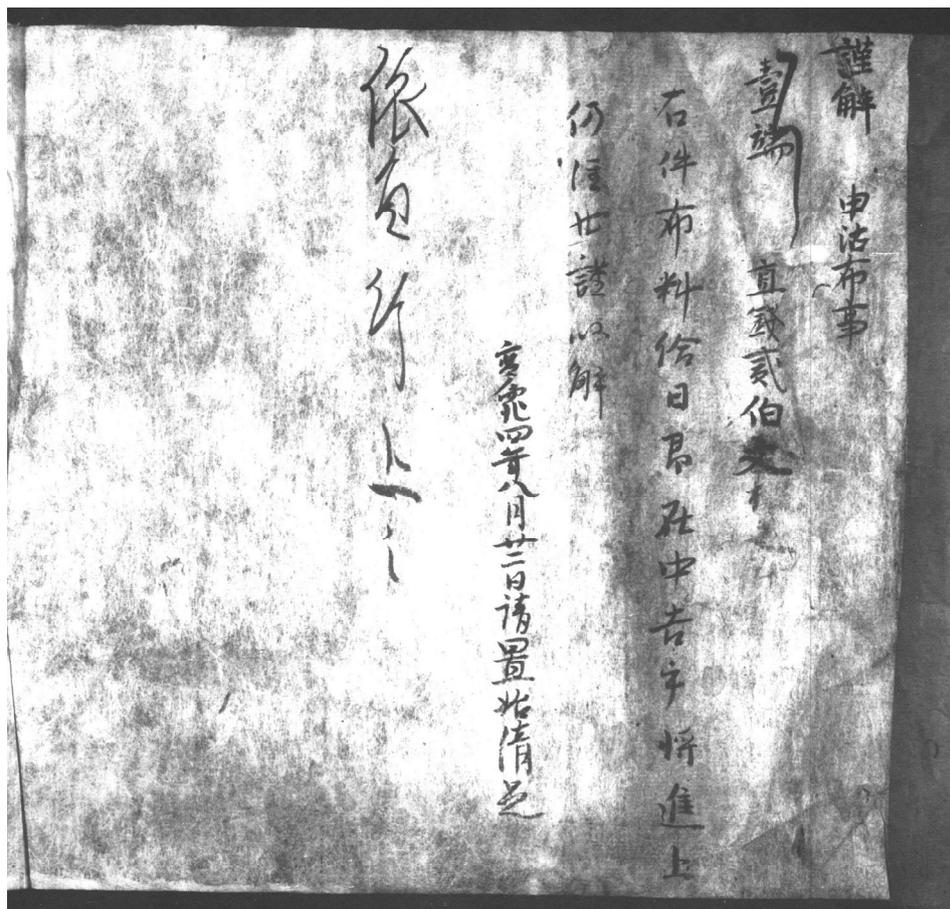
徵成將進人大伴淨人

償物部常石

（白署）  
大春日鳥養

置始清足解 二十二ノ五八ノ五九

続々修二十三ノ四ウ第2紙



訓読文

謹みて解す 布を活る事を申す。

壹端 直の錢貳佰文

右件の布は料給日に即ち在る中の吉き乎將に進上せむ  
仍りて状を注して謹みて以て解す。

實龜四年八月二十二日請く。置始清足

員別筆・朱に依りて行へ 上之

注釈

**在中吉乎** 『大日本古文書』は「吉手」と翻刻するが、「吉乎」とよみ、料を給せられた日にその中でもよいものを、借りた錢二百文の値として進上するという意味と解した。

月借錢解の通常の様式とは異なるが、実態は錢を借りて布で返すという事であるので月借錢解と見なす。

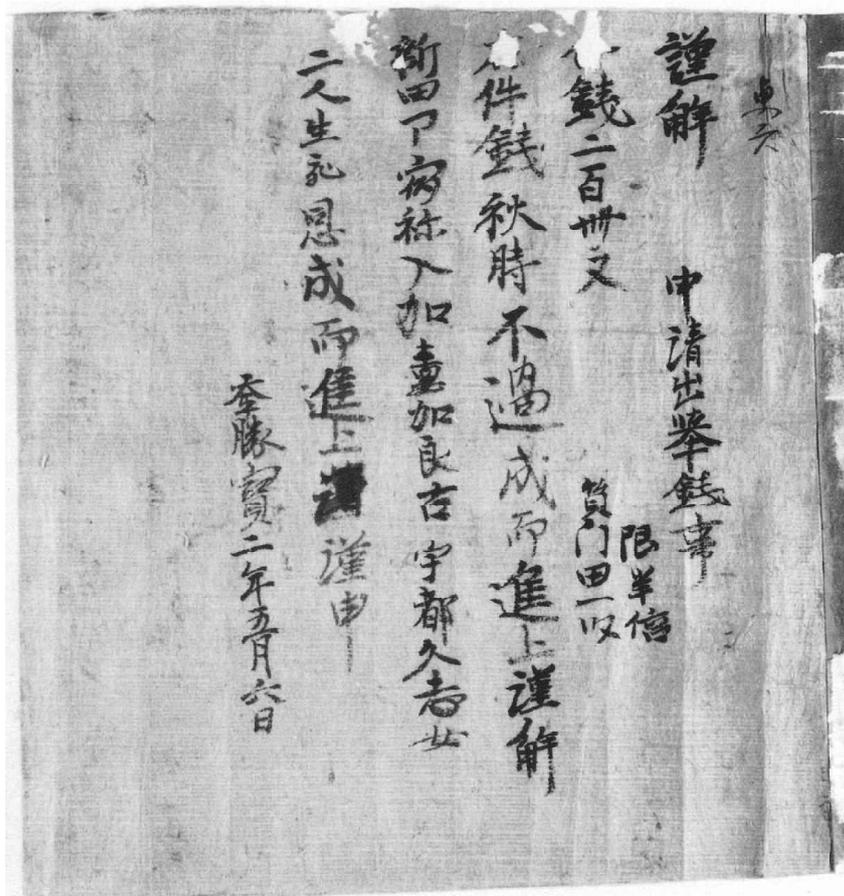
謹解 申沽布事

壹端 直錢貳伯參拾文

右、件布、料給日、即在中吉手、將進上、仍注狀、謹以解、

寶龜四年八月廿二日請置始清足

依員行上



訓読文

謹みて解す。 出舉錢を請ふ事を申す。

合はせて錢二百冊文（半倍を限りとす。質は門田一段。）

右件みぎの錢は、秋時あきを過ぎず、成して而進上せむ。謹みて解す。

新田部宿衾入加、惠加良古宇都久志女

二人生死同心にして成して而進上せむ。謹みて申す。

天平勝寶二年五月六日

注釈

**謹解** 申請出舉錢事 解と申の間に二字分の空間があり、また、書き

止め文言が「謹解」となっていて、始めと終わりを「謹解」にするのが

定型だという認識があったものと思われるので、「謹みて解す」でいつ

たん切つて、「出舉錢を請ふ事を申す」と訓む。「謹みて解し申す。出

舉錢を請ふ事」とは訓まないこととする。

**出舉錢** 月借錢とは、返済期限と金利、貸し出し・返済の時期が異なる。

すなわち月借錢が原則として一箇月に限つての貸し出しであるのに対し

て、出舉錢は一年以内とする。金利は、月借錢が一箇月につき13%ない

し15%であるのに対して出舉錢は一年につき十割（官の場合は五割）と

している。また、出舉錢の貸し出し時期は春夏、返済時期は秋となつて

いるが、月借錢は随時である。借金証文という点では月借錢解と共通す

るのでここに加えた。補注3参照。

**限半倍** 利息は五割を限度とするという意味。

**門田** 門田は家の前にある田のこと。班田收受法の令制下で、垣内田と

門田には私有が認められていた。

**右件** 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

**秋時不過** 出舉錢の返済時期は秋である。万葉集に「秋時花種あきの はなくさぐさ尔有等」

謹解 申請出拳錢事

限半倍

合錢二百冊文

質門田一段

右伴錢秋時不過成而進上、謹解、新田ア宿祢入加(奉)憲良古宇都久志女、二  
人生死同心成而進上、謹申、

天平勝寶二年五月六日

(卷十九一四二五五番)とあり、「秋時」二字で「あき」と読むこととした。秋が過ぎない内に、の意。1の注釈「若過期限」参照。

**成而** 「成して」と読む。月借錢解では、「成一倍」(一倍に成して)(16)、「成半倍」(半倍に成して)(113)、「本利并成」(本利并せ成して)(8)という表現と、期限を過ぎてしまった場合に、「質物成賣」(質物を成し賣りて)(14952)、「質物成沽」(質物を成し沽りて)(23)、「質家成沽」(質の家を成し沽りて)(14)、「質進布矣、賣成」(質に進りし布を賣り成して)(25)、「沽成質物」(2)、「質物沽成」(69) (質物を沽り成して)という表現がある。「二倍に成す」は、元の金を二倍に、「半倍に成す」は元の金を一・五倍に「成す(する)」意である。これらに對して、「本利并せ成して」は元本と利息をあわせて、という意味であろう。「并せ成す」「売(沽)り成す」は、「思いなす」「作りなす」「植ゑなす」などと同じ語構成で「成す」は補助動詞的な用法かと思われる。「成し売(沽)る」は、「なし遂ぐ」などと同じ語構成で、複合語ではあつてもほとんど接頭辞的な用法であろう。正倉院文書では卷四ノ三六六に「將成買進上」(成し買ひて進上せむ)という例もある。この例は、期限を過ぎてしまった場合に「質物を」「売り成す」「成し売る」のではなく、ただ、「秋の時過ぎず、成して進上せむ」「二人生死同心にして成して進上せむ」といっており、右のような定形の表現とは異なると思われる。

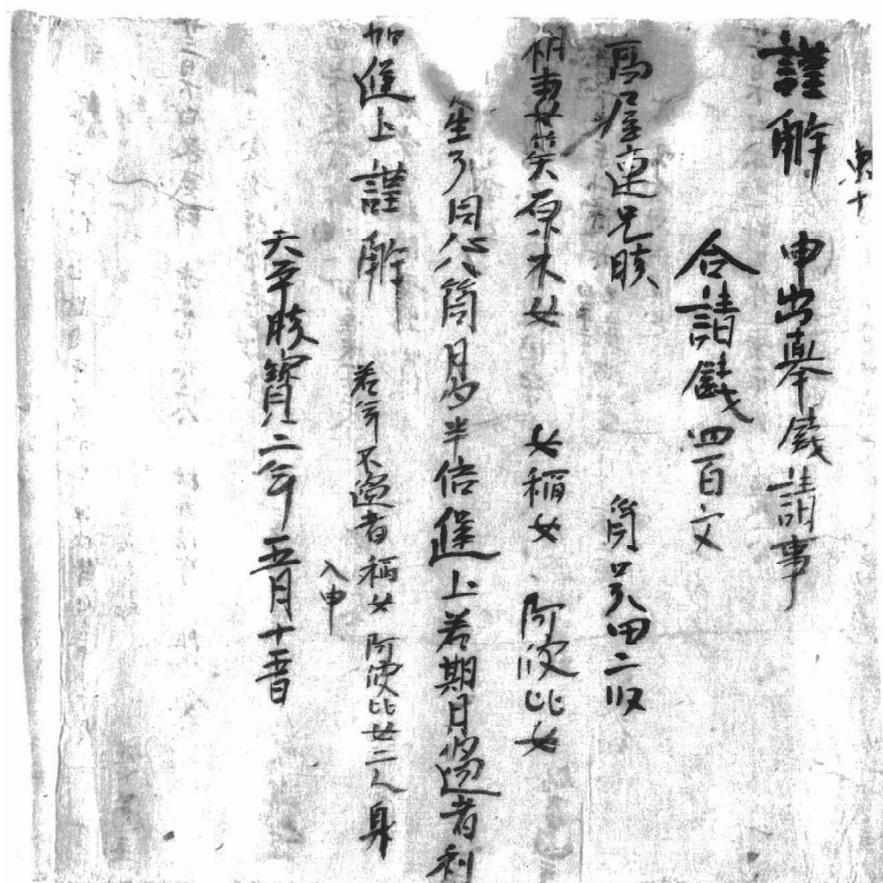
**進上** 「しんじょう」と音読みしたが、「たてまつりあぐ」と訓読みした可能性もある。

**憲加良古宇都久志女** 『大日本古文書』は「加」を翻刻し落としている。

**生死同心** 9の注釈の「右件六人等生死同心」および補注6参照。『万葉集』(卷一六一三七七番)に「死藻生藻同心迹結而為」とある。

\*裏は造石山寺写経所食物用帳(天平宝字六年八月)。

出舉錢解 三ノ三九五 続修二十五―二



訓読文

謹みて解す。出舉錢を請ふ事を申す。

合はせて錢四百文を請ふ。

高屋連兄勝 質は口分田二段

相妻笑原木女 女稲女 阿波比女

〔右の二人生死同心にて八箇月の内に半倍にして進上せむ。若し期月過ぎな者利を加へて進上せむ。謹みて解す。若し年過ぎな者、稲女 阿波比女二人の身入れ申さむ〕

天平勝實二年五月十五日

注釈

**出舉錢請事** 正格の漢文としては「請出舉錢事」となるべきところである。

**高屋連兄勝** 『大日本古文書』中このみに見える。

**質は口分田** 口分田を質にすることは、月借錢解中しばしば例が見える(9609)。

**相妻** 「相妻」という漢語は管見に入らず、意味もわかりづらい。月借錢解には「受〇〇／相受△△」という形式があり、これは〇〇と△△の二人がともに標記の金額を連帯して借り、連帯して返済義務を負うことを示している(2342)。ここは、「受」という字はないが、高屋連兄勝と互いに連帯して借金することを表そうとしたものと考えられる。(補注2参照)『日本古代人名辞典』は妻の笑原木女が二人の娘とともに借金の質となったとしているが、妻は質ではなく、夫とともに連帯して借金している。次の行の「生死同心」もそのことを示している。質となったのは娘二人のみである。

**笑原木女** 『大日本古文書』中このみに見える。「笑」は「の」。シ

謹辭 申出舉錢請事

合請錢四百文

高屋連兄骸

質口小田二段

相妻笑原木女

女稲女

阿波比女

□<sup>(有カ)</sup>人生死同心、八箇月内半倍進上、若期月過者、利加進上、謹辭、

若年不過者稻女 阿波比女二人身入申

天平勝寶二年五月十五日

ノダケ・ヤダケのこと。「篋」とも。矢柄や實の子の材料にする。  
「帯乳根笑母之養蚕之眉隠」(『万葉集』巻一―三―三二五八番)では  
「の」の訓仮名として用いられている。

〔右二〕人生死同心 『大日本古文書』は欠損部分を「右カ」と推定しているが、「生死同心」は二人以上の人が心を同じくして、連帯責任を負うことを意味するので、「右人生死同心」では誰と誰が連帯責任を負うのかはつきりしない。「右人等」なら右の二人であることはわかるが、ここには「等」の字はないので「右二人生死同心」であろう。ここでは高屋連兄勝と妻の笑原木女を指している。9の注釈の「右件六人等生死同心」参照。

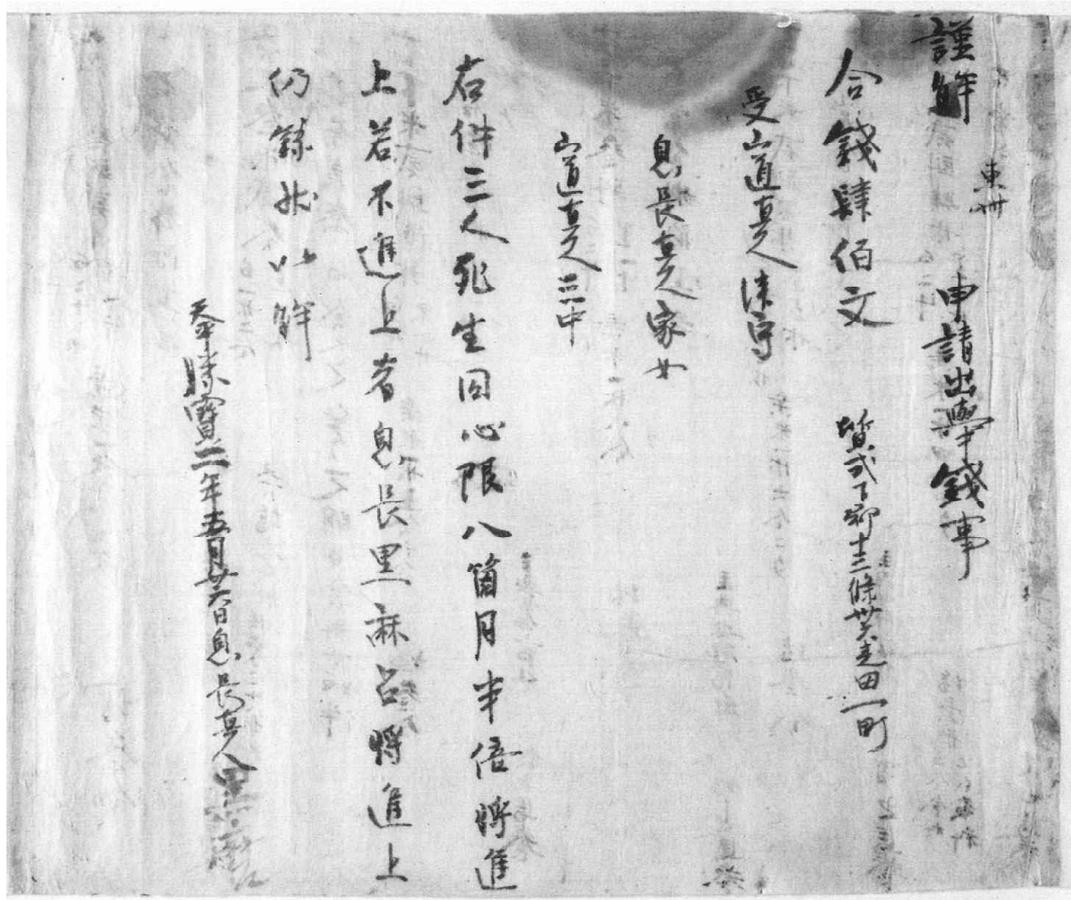
若期月過者 もし期月が過ぎてしまったら、の意。1の注釈「若過期限」参照。

若年不過者 もし一年が過ぎたら、の意。出挙錢は一年を限度としている。「過」の前に「不」が入っているが、誤って入れたものと考えて省いた。1の注釈「若過期限」参照。

二人身入 婢を借金の質にする例はあるが(69)、娘二人の身を入れるという例はこのみ。「若年不過者」以下の一文は、日付まで書き終わった後から挿入されたと思われる(写真参照)。

\*裏は造石山寺写経所食物用帳(天平宝字六年八月)。

出舉銭解 三ノ四〇五 続修二十五―三



訓読文

謹みて解す。 出舉銭を請ふ事を申す。

合はせて錢肆佰文（質は式下郡十三條卅六の走田一町）

受 山道真人津守

息長真人家女

山道真人三中

右件みぎの三人、死生同心にて八箇月を限りて半倍にして將に進上せむ。

若し進上せざらば息長黒麻呂進上せむ。

仍りて状を録して以て解す。

天平勝實二年五月廿六日 息長真人黒麻呂（自署）

注釈

走田 不明。

受 山道真人津守とその妻（息長真人家女）と息子（山道真人三中）の三人が借銭を受け取って連帯して返済義務を負っていることを示している。

山道真人津守 やまぢのまひとつちもり 名が見えるのはこのみ。

息長真人家女 おきなごのまひとやかめ 名が見えるのはこのみ。山道真人津守の妻であろう。

山道真人三中 やまぢのまひとみなか 名が見えるのはこのみ。山道真人津守の息子であろう。

息長真人黒麻呂 おきなごのまひとくろまろ 名が見えるのはこのみ。息長真人家女の父。三人が

もし返済しなかった場合は、代わって返済するとして自署している。麻呂は合字とも二字とも判別しにくく、『大日本古文書』は合字としておこしているが、本文では二字であることや、字の大きさのバランスなどから一応二字と見る。

謹解 申請出舉錢事

合錢肆佰文

質式下郡十三條卅六卷田一町

受山道真人津守

息長真人家女

山道真人三中

右、件三人、死生同心、限八箇月、半倍將進上、着不進上者、息長黑麻呂將進上、仍録状、以解、

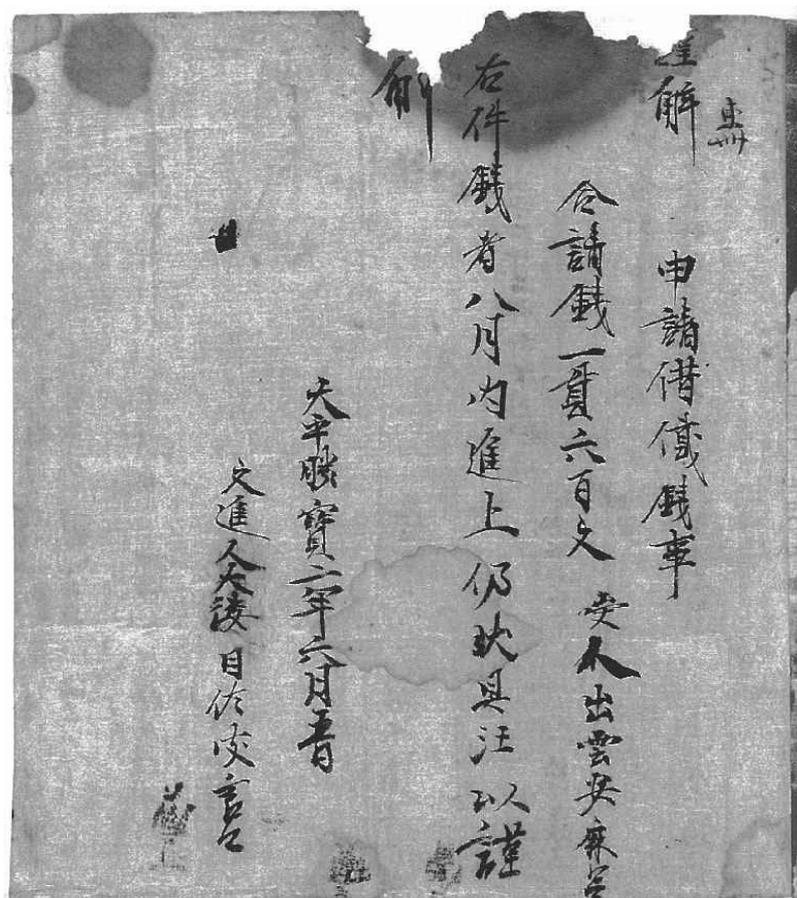
天平勝寶二年五月廿六日息長真人黑啓

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

死生同心 9の「右件六人等生死同心」の注釈および補注6参照。

將進上 「將」を「まさにくせむとす」と再読するようになるのは平安時代になってからと言われている（小林芳規「漢文訓読史上の一問題―再読字の成立について―『国語学』16、一九五四年三月」）が「將」の字があることを訓読文に明示するため、「まさにくせむ」と訓読することとした。

\*裏は造石山寺写経所食物用帳（天平宝字六年八月）。



訓読文

謹みて解す。 借貸銭を請ふ事を申す。

合はせて錢一貫六百文を請ふ。 受人 出雲安麻呂

右件の銭者<sup>みぎ</sup>は八月の内に進上せむ。 仍りて状を具さに注して以て謹みて解す。

天平勝寶二年六月五日

文進人 大倭目佐伎万呂

注釈

**借貸銭** 古代地方財政における正税稲穀の無利子貸与。 百姓を対象とするもの（借貸・藁貸・賑貸）と、国司を対象とするもの（借貸・国司借

貸）とがある。 月借錢解とは全く性格が異なるが、借金に関わるものとしてここに加えた。 しかし、国司借貸制度は、天平六年（七三四）につくられ、同十年（七三八）三月に停止されており、この文書の書かれた天平勝寶二年（七五〇）は、国司借貸の停止されていた期間に当たる。 補注8参照。

**出雲安麻呂** いづものやすまろ 名が見えるのはこのみ。

**状具注** 正格の漢文としては「具注状」となるべきところである。 23

の注釈「状具注」参照。

**文進人** この文書を進める人の意。 『大日本古文書』一―四八三、四八六、四八九頁など、計帳の手実の日付の下に、「文進伊賀麻呂」「文進中務史生出庭臣乙麻呂」「文進智努女」などとある。

**大倭目佐伎万呂** おほやまとのさくわんさきまろ 大倭 倭 目は大和の国の第四等官。 名が見えるのはこ

このみ。「伎」は一画多い字体。 写真参照。

謹解 申請借餼錢事

合請錢一貫六百文 受人出雲安麻呂

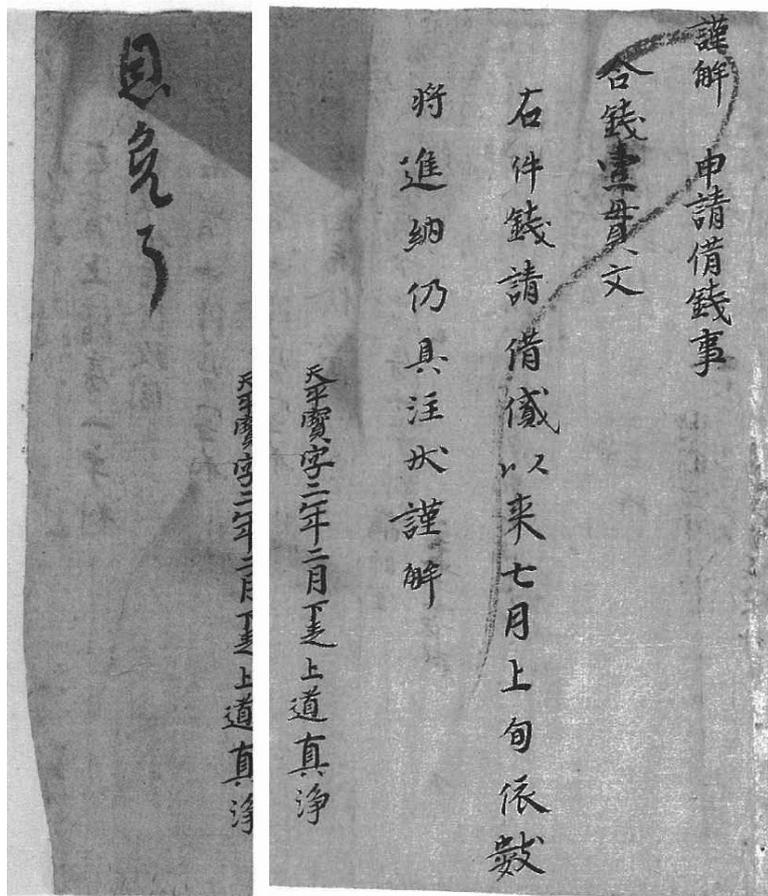
右、件錢者、八月内進上、仍狀具注、以謹解、

天平勝寶二年六月五日

文進人大倭目佐伎万呂

\*裏は造石山寺写経所食物用帳（天平宝字六年八月）。  
\*文書左下「大倭目佐伎万呂」の左に文字が見えるが、裏の文書の「道主」の文字の裏うつりである。

上道真浄月借錢解 四ノ二六一 続修後集二十一二



訓読文

謹みて解す。借錢を請ふ事を申す。

合はせて錢壹貫文

右件みぎの錢は借貸を請ひ、來たる七月上旬を以て數に依りて進納せむ。仍りて具さに狀を注して謹みて解す。

天平寶字二年二月 下走 上道真浄

(別巻)  
恩免了

注釈

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

借貸 204の注釈「借貸錢」参照。

來七月上旬 來る七月上旬きたの意。月借錢解中類似の表現として「來四月内」(25)、「來五月之内」(31)、「來十二月上旬」(55)がある。

また、「去五年十二月廿七日」(202)ともある。月借錢解以外の『大日本古文書』中にも日付の前に「來」「去」が置かれる例は多い。『日本書紀』には例が見えないが、『続日本紀』にも「始自來四月十五日。至于五月二日。」(天平寶字元年(七五七)正月甲寅)「以去二月十九日」(天平九年(七三七)四月戊午)などの例がある。「去ぬる」「來きた

る」と読んでいずれも連体詞としてよいのではないかと考える。

**下走** 差出所の自分の名前の上に付ける謙称。月借錢解中では他に「主奴」(96)がある。正倉院文書中には他に「下情」「下民」「下族」「下僧」「下任」「卑任」「後座」「末奴」「公奴」「奴」「奴代」「旅僧」「賤」「下官」(六一五八三、十四一六三)「下奴」「下愚」等が見える。「下官」は『万葉集』(卷五―八五三 遊於松浦河序)にも見える。(丸山裕美子『正倉院文書研究』四「書儀の受容について」

謹解 申請借錢事

〔合錢壹貫文〕

右件錢請借儀、以來七月上旬、依數將進納、仍具注狀、謹解、

天年寶字二年二月下支上道真淨

〔別紙 恩免了〕

正倉院文書に見る「書儀の世界」― 148頁に詳しい。〕

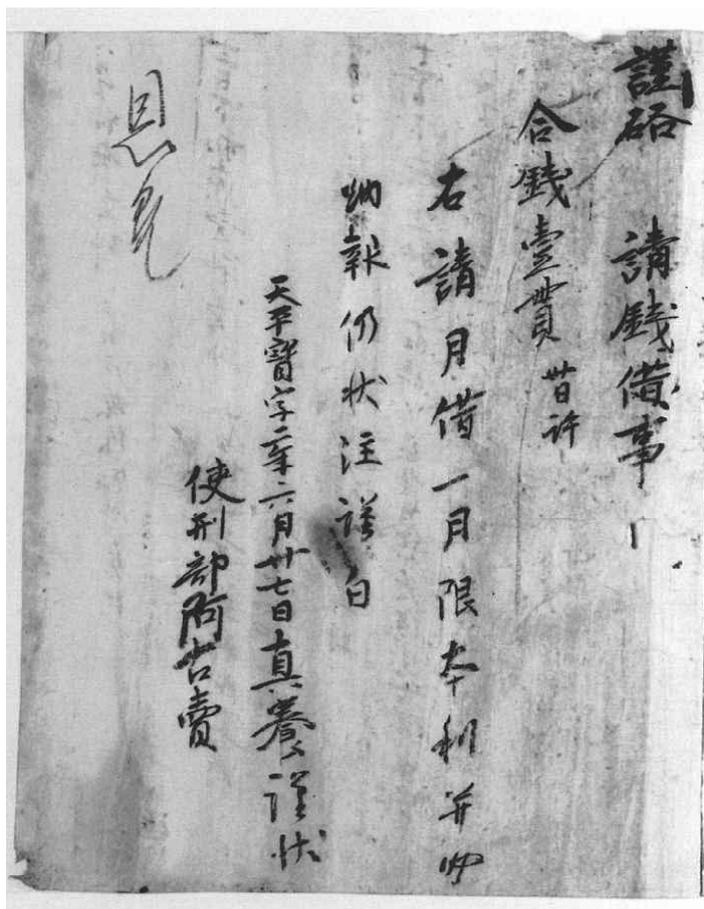
上道真淨 かみつみちのまきよ 名が見えるのはこのみ。

恩免 淳仁天皇が即位した天平宝字二年八月に、恩赦が行われている。これに関連するかと思われる。

\* 『大日本古文書』は文書名を「上道真淨月借錢解」とするが、これは返済時期を来る七月としており、また金利の取り決め、質物の設定などもなく、月借錢解ではない。「請借貸」とあるので、借貸銭解かとも思われる。

\* 裏は造石山寺写経所食物用帳（天平宝字六年）。

氏未詳真養月借錢啓 四ノ二七三 続修四十六一



訓読文

謹みて啓す。借錢を請ふ事

合はせて錢壹貫ばかり（卅日許）

右、月借を請ひ、一月を限りて本利あは并せて必ず

納め報むいむ。仍りて狀を注して謹みて白す。

天平寶字二年六月廿七日 真養謹狀

使刑部阿古賣

（別筆）  
恩免

注釈

謹啓 「月借錢解」はほとんどが解文形式であるが、「啓」形式のもの

が三例ある（91 92 206）。

借錢 原文は「錢借」の借の右に転倒符が付いている。

一月限 日本語の語順になっている。

本利并 「并本利」が正格の語順。月借錢解中、30と49の「并加本利」

のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。

納報 金や米などを借り、それ相当のものを返し納めること。「納報」

は『大日本古文书』中この一例のみであるが、「報納」は二五例見える。

「黒米貳拾斛 右、依先日請借員、報納已畢」（巻五―二八七頁）、

「二百廿文食堂所報納薪廿荷直料」（巻一四ノ一二頁）など。『日本靈

異記』（中巻第九縁）に赤麻呂が「借用寺物、未報納之死亡」したため、

牛になって使役される話がある。月借錢解では87に見える。「報」は、

金や米など、借り受けたものに応じてその代償を返しむくいる意で、

「鳥取国万呂状」（302）に「未報逃亡」とあるほか、「廿日借用廿斛代、

今日報了」（巻一五ノ四九七頁）、借用した花机褥二枚について、後日

謹啓 請錢借事

合錢壹貫 卅日許

右請月借一月限本利并必納報、仍状注、謹白、

天平寶字二年六月廿七日真養謹状

使刑部阿古賣

息免

欠があつたならば「申可報物事」（卷五ノ五三五頁）などの例がある。

そのほか、『日本靈異記』（下卷第二十六縁）に「三宝物多用不報之罪」ともある。「報」は『西大寺本金光明最勝王經平安初期点』八に

「恩を報むとして供養せしめ」、『名義抄』（観智院本）に「ムクユ」の訓が見える。『名義抄』には「償」も「ムクユ、アカフ、ツクノフ」などと訓む。「償」は1056参照。

状注 正格の漢文では「注状」となるべきところである。

真養 名が見えるのはこのみ。

謹状 手紙文で差し出しどころの後に付く定型表現だが、月借錢解中、

689108111に見える。

刑部阿古賣 名が見えるのはこのみ。

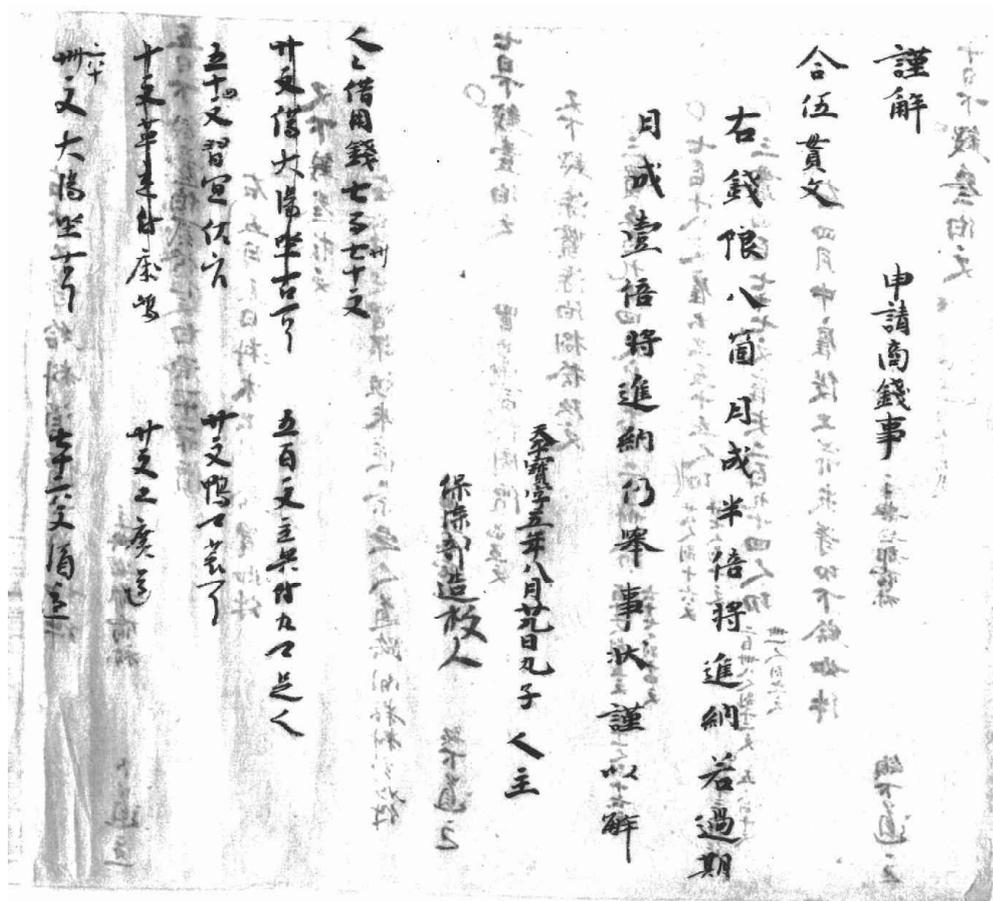
恩免 205の注釈参照。

\*月借錢解では、利率についての取り決めを明記して申し込むのが普通だが、この文書では、利率についての記入がない。また、複数で借りる場合は相互に保証しあうのであるが、一人で借りて、担保がなく、償人もたてていないというのも例が少ない（1764818488101および205206）。

「恩免」が見えるのも天平宝字年間の205とこの206のみである。宝龜年間の一連の月借錢解ではないので、200番台に入れた。月借錢を請うという点では100番台でもよいか。

\*裏は造石山寺所雜材并檜皮及和炭用帳（天平宝字六年）。

丸子人主月借錢解 四ノ五〇七―五〇八 統修二十五―六



訓読文

謹みて解す。商錢を請ふ事を申す。  
合はせて伍貫文

右の錢は八箇月を限りて半倍に成して進納せむ。若し期月過ぎなば、壹倍に成して進納せむ。仍りて事の状を擧げて謹みて以て解す。

天平寶字五年八月廿九日 丸子「人主」  
自署

保 漆部造「枚人」  
自署

注釈

商錢 商売の元手とする錢。『日本靈異記』中卷第二十四縁に檜磐嶋なるのいはしまが大安寺の商錢を受け、閻羅王の使の鬼の追ひ召す難を脱れた話がある。

若過期月 1の注釈「若過期限」参照。

丸子人主 丸部人主・和爾部人主にもつくる。経師・絵師・舎人。天平勝宝四年〜宝龜七年に見える。

保 保人。債務者が逃亡した場合に代わって支払いをする責任を負う。

1の注釈「保」参照。

漆部造枚人 丹工。天平宝字四年から十二年に見える。年末詳正月、ねりべのみやつこころひと安都雄足によつて錢三百五十文を貸し充てられた。この時は領うながしとなつ

ている（『大日本古文書』十五―三一二 統修四十三―二十二）。東大寺写経所において天平宝字六年十二月から始められた大般若經二部二

千巻の書写事業は、節部省から支給された調綿・祖布・唐櫃を官人達に

割り当てて売却させた錢で運営された。この時、枚人も綿・布の交易使

となつている（『大日本古文書』五―三〇四、十六―七四・七六・八〇・八六・九〇・一二一）。

謹解 申請商錢事  
合伍貫文

右錢限八箇月、成半倍將進納、着過期月、成壹倍將進納、仍舉事狀謹以解、

天平寶字五年八月廿九日丸子人主

保深部造 枚人

〔別巻〕  
人々借用錢七百七十文

〔廿文借大湯坐古万呂

五百文主典付丸マ乏人

〔五十文習宜佐官

廿文鴨マ菘万呂

〔十文草立付床嶋

廿文ユ廣道

〔六下  
冊文大湯坐古万呂

七十六文滔主

人主については交易の記事は残っていないが、この二人は絵師と丹工  
ということとで親しい関係があつて、人主が五貫文もの大金を商錢として  
借り、枚人がその保人となつているのだと思われる。

\*『大日本古文書』は文書名を「丸子人主月借錢解」とするが、返済期  
限を八ヶ月後と限っており、「請商錢」としていて、月借錢解ではない  
と考えられる。しかし、借金に関わるものとしてここに入れた。

裁可記録も返済記録もなく、一紙に続いて「人々借用錢」として金額  
と名前が列挙してある。正文ではなく写しか。

\*裏は、造石山寺所造寺料錢用帳（天平宝字六年）。

僧惠禪解 六ノ五七〇 続修三十一一〇



訓読文

謹みて解す。布施を留めむことを欲する事を申し請ふ。

合はせて長布五匹

右、經師丸部人君の出す可き錢、壹貫二百文に依りて請ふ所件の如し。仍りて此の趣に照らし給ひて處分を垂れ給へ。謹みて以て申す。

寶龜五年七月四日 僧惠禪

注釈

申請布施留欲事 語順が正格の漢文の語順ではない。丸子人主の借錢が返済されていないため、布施として支給されるべき錢を差し押さえてくれることを請うている。

此趣照給處分垂給 完全に日本語の語順になっている。

惠禪 『大日本古文書』中、見えるのはこのみ。

\*月借錢解ではないが、借金に係する文書としてここに加えた。

\*裏は、奉写一切經所食口案（宝龜六年正月）。

謹解 申請布施留欲事

合長布五返

右、依經師丸部人君可出錢壹貫二百文、所請如件、仍此趣照給、處不番給、  
謹以申、

寶龜五年七月四日 僧惠禪



訓読文

秦乙公百〔文〕 秦立人百文 調乙万呂百文 大伴諸人卅文 倉古万呂八十文 神人廣万呂百文 早部廣人六十〔文〕 調玉足百文 右件の人等去ぬる五年十二月廿七日を以て月借錢を請け、未だ報いずして逃亡す。是に名を冒すことを為して石山寺に仕ふと聞き食ふる故に、好く吉成尊に解して其の人の面を見たらば此の書に注する所の員の如く折ぎ請け、給はらむと欲す。恐る恐る以て解す。

六年三月廿七日 鳥取国万呂状

注釈

**秦乙公** はたのわしきみ 経師。未選舎人。弟君・弟公・乙君にも作る。天平十一年八月・九月・十一月に写経司に上日した記録がある。『古代人名辞典』は天平十年の上日記録に「秦茅公」とあるのは「弟公」の誤りかとする。

**秦立人** 『日本古代人名辞典』に「雇夫（カ）」とする。天平勝宝七年正月から四月にかけて、造東大寺司、写経所、保良宮に服仕し、功銭八十文を支給されている。（『大日本古文書』巻十六―一八〇）

**調乙万呂** つきのをとまろ 雑工。天平宝字六年三月、造石山院所の斧修理使として山作所に使っている。

**大友諸人** おほとものもろびと 『日本古代人名辞典』に「経師（カ）」とする。名が見えるのはこののみ。

**倉古万呂** くらのごまろ 檜皮葺工。撰津国手嶋郡上秦郷戸主真万呂の戸口。天平宝字六年石山院鐘樓の檜皮葺きに従事している。

**神人廣万呂** みわのひろまろ 『日本古代人名辞典』に見えない。『大日本古文書』中名が見えるのはこののみ。

秦乙公百(文) 秦立人百文 調乙万呂百文 大友諸人冊文  
 倉古万呂八十文 神人廣万呂百文 日下部廣人六十(文)  
 調玉足百文 右件人等、以去五年十二月廿六日七請月借錢未報逃亡、是爲冒  
 名、石山寺仕聞食故、解吉成尊、其人面見知所注此書、員折請欲給恐々以解、

六年三月廿七日鳥取國万呂狀

早部廣人 名が見えるのはこのみ。

調玉足 『日本古代人名辞典』に「雑工(カ)」とする。名が見えるのはこのみ。

未報 返済せずに。「報」は受けたものに応じてかえしむくいる意。

「恩を報むとして供養せしめ」(『西大寺本金光明最勝王経平安初期点』八)。206の注釈「納報」参照。

冒名 人の姓名をかたつてなりすます。『唐律疏義』卷十六に、次のような例がある。

征人冒名相代

諸征人冒名相代者徒二年、同居親属代者減二等、疏義曰、介胄之士有進無退征名既定不可假名賞罰 須有所歸何宜輒相冒代如有違者首徒二年、從減一等、同居親属代者減二等、称同居親属者謂同居共財者、若征処得勲彼此俱不合敘

吉成 「安都雄足の側近」とする説(吉田孝『律令国家と古代の社会』343

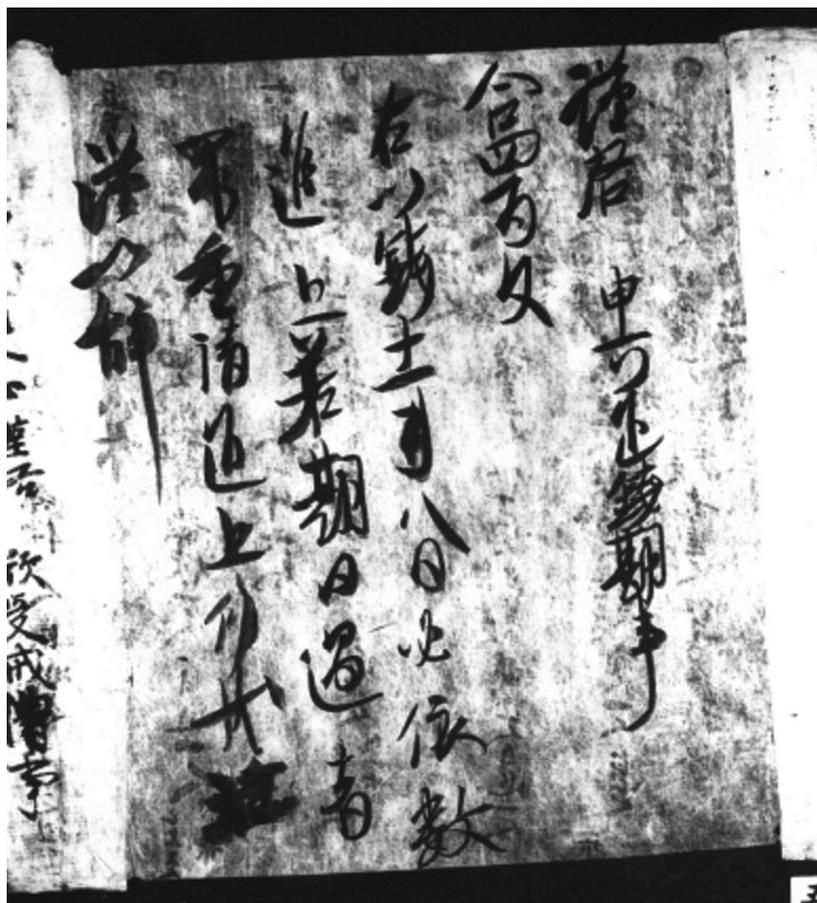
頁)や、「道守・石麻呂・吉成の人物比定は難しいようであるが、いずれも写経所の政所の取り次ぎ係りの下級役人かと考えられる。」とする説(丸山裕美子『正倉院文書研究』四「書儀の受容について」正倉院文書に見る「書儀の世界」― 145頁)がある。

尊 「みこと」と読む。「号国常立尊。至貴曰尊。自余曰命。並訓美挙等也。下皆倣此。」(『日本書紀』神代第一段本文)とあるように、もともとは、

神名や天皇などの尊貴なものに対してつける尊称。また、一般に身分の高い人や目上の人に対する敬称である。正倉院文書では日常的に「○○様」「○○さん」くらいのニュアンスの敬称である。補注9参照。

鳥取国万呂 天平勝宝八歳から宝龜四年に見える。「国」はくにがまえに王。写真参照。

氏名關借錢啓 一三ノ五六九 統統修四十一四裏第50紙



訓読文

謹みて啓す。進る可き錢の期の事を申す。合はせて四百文。

右の錢は十一月八日を以て必ず數に依りて進上せむ。若し期日過ぎな者罪重し。請けなば返上せむ。仍りて状を注して謹みて以て解す。

注釈

右以錢 転倒符はついていないが、「右錢以」の誤りと見て訓読した。

若期日過者 1の注釈「若過期限」参照。

\*裏は宝龜七年正月五日の食口案。「謹以解」の三文字は、第49紙にかかる。第49紙は左弁官史生下清人の啓。月借錢解は利率・返済期限を定め、担保または保証人を定めて、借金を申し込み、裁可記録、返済記録が書き込まれていくが、この文書は、借錢とは関係のない文書が間をあけずに書き継がれていて、裁可記録も返済記録もない。月借錢解ではないと考えられるが、借金に関するものとしてここに加えた。

謹啓 申可進錢期事

合四百文

右以錢十一月八日、必依數進上、若期日過者罪重、請返上、仍狀<sup>法</sup>在、謹以  
解、

補注

8 借貸(204)

借貸は一般に、正税稻穀の無利子貸与を言い、国司を対象とするもの(借貸・国司借貸)と百姓を対象とするもの(借貸・藁貸・賑貸)とがある。国司借貸制度は、天平六年(七三四)につくられ、同十年(七三八)三月に停止された。国司への俸禄の一種である、天平四、五年の飢饉に際しての国司俸禄の補償策である、などの見解がある。同十七年に公廩稲制が施行され、その一部が国司借貸の性格を引き継ぐ得分となった。延暦十七年(七九八)、公廩稲が停止され、国司借貸が復活した。その後も停止されたり、復活したりしている。(以上『国史大事典』による)これによるとこの文書の書かれた天平勝宝二年(七五〇)は、国司借貸の停止されていた期間に当たる。大倭目という肩書きは国司であるが、ここは国司借貸ではないと考えられる。百姓を対象とする借貸は

詔曰。諸国大税。三年之間。借貸給之。勿收其利。

(『続日本紀』卷五和銅四年十一月壬辰《廿二》)

勅。和泉監。紀伊。淡路。阿波等国。遭旱殊甚。五穀不登。宜今年之間借貸大税。令続百姓産業。

(『続日本紀』卷十一天平五年閏三月己巳《戊辰朔二》)

のように、百姓の窮乏を恤済するため、大税を無利子で貸し付けるものであった。しかし、半倍(五割)の利子を取る稲粟出挙についても借貸

という例がある。天平宝字三年四月八日付の「生江息嶋解」に見える「借貸稻」がそれである。

生江息嶋解 申人々所物勘事

一秦廣人所勘物参仟参佰漆拾束壹把肆分

見受稻参仟参佰参拾参束

(中略)

一借貸稻貳佰束給支云、之利百束、御書無不勘、

(以下略)

この解文は、越前の東大寺莊園の経営に携わっていた生江息嶋からの造東大寺司主典の安都雄足宛の報告書である。「借貸稻貳佰束給ひきと云へり。その利百束、御書に無ければ、勘せず」これによると、借貸稻を百姓に二百束貸し出して、半倍の利を取っていたことがわかる。利息については、御書すなわち、安都雄足からのお手紙に何も書いてなかったので勘しなかった、と言っている。稲粟出挙についても借貸と言っていたことがわかる。『雑令20、以稲粟条』に「凡以稲粟出挙者。任依私契。官不為理。仍以一年為斷。不得過一倍。其官半倍。」とあり、天平九年には私稲出挙は禁止されている。しかし、禁止の後も錢財出挙と詐つて私稲出挙が盛行したらしい(天平勝宝三年九月四日官符)。

204の借貸が百姓に対する無利子貸与の借貸か、八箇月半倍の利息の錢財出挙なのかは断定できないが、「八月内」が期間を表すものならば、錢財出挙のことかとも思われる。

「尊」は、「号国常立尊。至貴曰尊。自余曰命。並訓美<sup>み</sup>等<sup>こと</sup>也。下皆倣此。」

（『日本書紀』神代第一段本文）とあるように、もともとは、神名や天皇などの尊貴なものに対してつける尊称である。そして、たとえば、「十一年春正月壬戌朔。大日本彦耜友尊を立てて皇太子と為す也。弟磯城津彦命。是は猪使連之始祖也。」（『日本書紀』卷四安寧天皇十一年）のように、「尊」と「命」を使い分けている。『万葉集』に見える「尊」は、題詞に「日並皇子尊」「高市皇子尊」「皇子尊」とする六例と「石上<sup>いそのかみ</sup> 振乃尊者<sup>ちののたては</sup> 手弱女の 惑ひによりて 馬じもの 繩取り付け 獣じもの 弓矢困みて 大君の 命畏み 天離る 鄙辺に罷る 古衣 真土の山ゆ 帰り来ぬかも」（卷六一〇一九）の一例のみである。題詞の六例は第一義的な用法である。しかし、「石上 振乃尊」石上乙麻呂卿は皇子ではなく、第一義的な用法ではない。この「尊」の表現効果については、西崎亨氏の考察がある。「石上布留の尊」少考…「尊」字は尊称か」（『武庫川女子大学紀要 人文・社会科学編』卷四七86頁～92頁、二〇〇〇年三月）。

正倉院文書には、書状の宛所や文中の人の名前その後につく例が多数ある。「尊」の正倉院文書中の使用例について、矢越葉子「写経所文書に見える官人の敬称（JSC 共同ゼミ）」（『大学院教育改革支援プログラム「日本文化研究の国際的情報伝達スキルの育成」活動報告書』105～106頁、二〇一〇年三月）に詳しくまとめてあるので以下に引用する。

### 3.1 文中での用例

文中での用例としては、藤原豊成（「式部尊（大輔藤原朝臣）」…

十377（2）、「中納言尊」…二十五131（8）／九66（5）、「中納言藤原尊宣」…九136（8）、三原王（大蔵卿）カ（「申卿尊了」…三196（5））、吉成（「吉成尊」十五441（5））、安都雄足（「佐官尊」…造東大寺司主典／五243（1）／五329（2））、鈴鹿王（「式部尊」…式部卿／二十四280（3））、また該当者不明の事例として「進授刀尊御所」（二十五211（6））がある。

文中での用例からは、かなり広範囲の人物に対して使用されているものの、中納言や式部卿などの「卿」「大夫」を用いるべき人物に対する敬称としての使用も確認できる。また、用例は全て「尊」であり、「命」は用いられていない。

### 3.2 宛所での用例

宛所での用例が「尊」使用例の大部分を占めるが、四等官であることが判明するのは「阿刀曹官尊者」（十四63（7））、「佐官尊」（安都雄足、十六341（4））、「東大寺判官尊」（六583（4））の3例のみである。その他の多くは四等官の下で働く案主や四等官の側近（道守、石万呂、吉成など）への敬称として使われている。また、その場合には、姓を省き、名+尊として使用されることが多い。なお、これら宛所での用例においても「命」は見られない。

事例は次の通りである。呉原生人（「呉原尊」…三618（6））、阿刀繩麻呂カ（「繩尊」…二十四291（5））、乙万呂（「乙満尊」…九5（8））、「乙万呂尊」…九209（3）、道守（「道守尊」…二十五210（5）／十三489（8）／二十五245（7）／二十五333（6）／十六24（5）／十六554（8））、「道守尊者」…十三489（8）／二十二40（1）、「道尊」…十六556（3）、「道守尊卿」…二十五55（3）、「道守尊公」…二十二212（5）／二十二214（2）、石万呂（「石尊者御曹」…十三

462(4)、石万呂および道守（「伊志万呂道守二尊」…十四210(6)、「石万呂道守兩尊」…十四176(6)、「石麻呂道守二柱尊」…二十62(6)）、吉成（「吉成尊」…十五355(6)／五243(5)／五388(6)、「吉成尊者」…十六120(7)）、五百瀬尊（四276(3)）、「男黒尊」（四316(5)／二十五239(1)、「小黒尊」（十五461(1)／二十二373(4)）、「眞木万呂尊」（十四191(1)）、「稻持尊者」（四408(1)）、「廣万呂尊」（十六171(9)）、「楊尊」（十六554(2)）、「佩田尊」（十五308(5)）、「□万呂尊」（四523(5)）、「経司尊者」（十三121(6)）、「諸尊」（二十五262(7)）、「尊者」（二十五269(3)）、「兩案主并諸尊者」（十五471(1)）、「案主尊」（二十五362(6)）、「別当尊」（二十二191(8)）、「経所諸尊」（二十二372(8)）

これらは、特に貴人と言うほどではなく、上司に対して○○様、と言う程度の敬称である。丸山裕美子氏は「書儀の受容について―正倉院文書にみる「書儀の世界」―」（『正倉院文書研究』四、147頁、一九九六年）で、

正倉院文書にみえる「尊」は「みこと」と読んだのであろう。現在私たちが使うところの○○様・○○殿といったニュアンスで使われている

と述べている。

「尊」は、木簡や告知札にも見える。「謹通 敷万呂尊所 請菜端

事」（『木簡研究』創刊号56頁、一九七九年）、「酒人尊者前下啓 請□□事」（『平城宮発掘調査出土木簡概報』一七9頁、一九八四年）、「謹告知往還上中下尊等御中迷□少子事」（『木簡研究』第一三号35頁、一九九一年）、「…上下<sup>乃</sup>諸々尊人及び小子等至<sup>麻而尔</sup>」（『木簡研究』第六号106頁、一九八四年）など。これらも、特に貴人というわけではなく、敷万呂様、酒人様、或いは、道を行き交う皆々様、くらいの軽い敬称である。

また、新川登亀男氏は、「古代東国の「石文」系譜論序説」（『東国石文の古代史』2頁〜53頁、一九九九年）において、正倉院文書中の「尊」について、

このような「尊」が公文書中の用語でないのはいうまでもなく、私文書などにみられる日常的な尊称表現であった。書状形式のものに多く、上申文書的な性格がみられるが、口頭言語的な色合いも含まれている。

と述べている。また、木簡の例については、

「少子」「小子」に対して「尊」「尊人」とされている。ただ子どもに対しての大人をさしたのかも思われるが、女子供に対比させられた成人男性の価値がひそんでいるようである。

と述べている。

**表題について（再掲）**

『大日本古文書（編年）』の収録順に月借錢解に番号を付した。一番から百七番までが月借錢解である。二百番台に、月借錢解ではないが、出拳銭解や借貸銭解等、借金に関する文書をおさめた。三百番台に、借金の証文ではないが、月借錢と関わりのある文書をおさめた。

**月借錢解総目録再掲について**

第二分冊に一覧表を載せたが85番以降に変更が生じたので再掲した。107番は月借錢解の通常の様式とは異なるが月借錢解と見なしてよいと考え、第二分冊の一覧では85番に入れたが、最後尾の107番に入れることとした。

**付記**

なお、写真は宮内庁正倉院事務所編『正倉院古文書影印集成』（八木書店）を用いた。釈文は、東大資料編纂所『大日本古文書（編年）』の釈文を原文の体裁のまま転載した。八木書店には転載許可を頂いた。正倉院事務所には届け出た。いずれも便宜を図っていただき感謝いたします。

本書は、奈良女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程の松尾良樹教授の授業「中国言語文化構造論」において、松尾教授の指導の下、桑原祐子氏、黒田洋子氏、中川ゆかり氏、田川真千子氏の助言を得て成ったものである。また、清水絢子氏の助力を得た。ここに記して感謝の意を表します。

（二〇〇九年二月九日）

（二〇一九年一月九日補訂）

ナンバ	大日本古文書	所 属	書出文言	事書き	本 文	日 付	日下、署名	償・證・保等	備 考 (使等)
085	22.377	続々四十2ウ36-37紙	謹解	申請月借錢事	合参貫文 大伴路万呂一貫文(質物布四端) 船木麻呂五百文(質物布二端) 中臣船万呂五百文(質物布二端) 占部忍男五百文(質物布二端) 酒波家万呂五百文(質物布二端) 右件錢請人等生死同心結望料給時本利具備依員將進上仍注状具謹以解	寶龜五年二月一日	結上大友路万呂 船木麻呂 中臣船麻呂 占部忍男 酒波家麻呂		
086	22.378	続々四十2ウ38紙	謹解	申請月借錢事	合壹貫漆伯陸拾文(利百文別加十五文) 質物布陸端陽侯史穗足貳伯文 壬生廣主貳伯文 葦浦繼手壹伯文 中臣船木麻呂貳伯文 音太郎野上壹伯文 采女千繩壹伯陸拾文 卜部忍男壹伯文 菜内真公貳伯文 工清成壹伯文 物部吉麻呂壹伯文				
087	22.381-382	続々四十3ウ13紙	謹解	申請月借錢事	合老貫文(利如進人者) 質家也 右件錢忽依有所用一月之間所請如前仍注事状附葛万呂申送以解	寶龜五年三月廿九日	付葛万呂 主奴 美努船長 状上		謹上 経所衛 紙末申 船長今間有暇日甚多欲參織布乞欲可不之状聞食
088	22.415-416	続々四十2ウ35紙	謹解	申請月借錢事	二百文 右錢限一月内所請如件謹以申	寶龜五年四月廿七日	高向小祖		
089	22.416	続々三十一4ウ21紙			状具以解	寶龜五年四月廿八日	專受 五百木部眞勝	償人 石川宮衣	
090	22.416-417	続々四十2ウ33紙	謹解	申請月借錢事	合参伯文(利每百文加十五文) 右限一箇月内本利并將進上仍注状以解	寶龜五年四月廿九日	金月足 丈部濱足		
091	22.417-418	続々四十4ウ127紙	謹啓	申請借錢事	合錢参貫文 質物家一区 右件錢一箇月之間恐々所請如件謹啓	寶龜五年五月十六日	上馬養 男上藤万呂 上氏成		
092	22.418	続々四十4ウ127紙	謹啓	申請借錢事	合錢参貫文 質物口分田二町 右件錢一箇之間恐々所請如件謹白	寶龜五年五月十六日	上馬養 男上藤万呂		
093	22.428-429	続々四十2ウ70紙	謹解	申請月借錢事	合壹貫文(加利別百文十五文) 韓國千村肆伯文 菜内真公陸伯文 右件錢當料給日本利共將進納仍二人同心注事状謹解	寶龜五年七月十七日	韓國千村 菜内真公		
094	22.585-586	続々四十2ウ81紙	□□ [謹解カ]	□□□□□□ [申請月借錢事カ]	合錢老貫伍伯文 生江秋麻呂捌伯文 阿刀歳足漆伯文 右件錢當料給時將加本利如數進上仍注状謹以解	寶龜五年九月十九日	生江秋麻呂 阿刀歳足	償 秦 磯上	依員行公
095	22.586	続々四十2ウ80紙	菜内真公解	申請月借錢事	合式佰文(利百別十五文) 右件錢限料給日本利并將進納了注状以謹解	寶龜五年八月十三日	償人 物部常石		
096	22.587	続々四十2ウ65紙	謹解	申請月借錢事	合錢老貫式伯文(加利別百十五文) 生江秋麻呂陸伯文 阿刀歳足陸伯文 右件錢當料給時將如數本利加				
097	22.587-588	続々四十2ウ66紙	謹解	申請月借錢事	合参貫陸伯文(利百別十五文) 他田嶋麻呂一貫文刑部眞主八百文 音太郎野上一貫文占部忍男八百文 右件錢者四人同心當料給日本利共				
098	22.588	続々四十2ウ63紙	謹解	申請月借錢事	合玖百文(別一百利十五文)				
099	22.588	続々四十3ウ2紙	謹解	申請月借錢事	合錢老貫五百文(加利別百十五文)				

ナンバ	大日本古文書	所属	書出文言	事書き	本文	日付	日下、署名	償・證・保等	備考(使等)
100	23.002-003	続々四十3ウ5紙	謹解	申請月借錢事	合式貫式伯文(利每百文加十五文) 金月足請老貫文 丈部忌寸濱足陸伯文 丈部忌寸益人陸伯文 右件錢當布施時將進上仍録状以解	寶龜五年九月十五日			
101	23.003-004	続々四十3ウ6紙	大羅嶋守解	申請月借錢事	合參佰文(利別百文/十五文加) 右限二箇月本利並將進納仍注事状以謹解	寶龜五年九月十八日	大羅嶋守謹状		
102	23.051	続々四十4ウ19紙-18紙	口(謹)解	申請月借錢事	參貫肆伯文(利別十五文) 舟木直麻呂六百文 占部忍男七伯文 桑内真公八百文 他田嶋麻呂四百文 刑部真主六百文 酒波家麻呂五百文 工淨成五百文 右件錢當料給時本利并依數將進上若一人闕遺人等依數進納仍事状具注以解	寶龜五年九月十九日			
103	23.179	続々四十4ウ19紙-18紙				寶龜五年十一月卅日	金月足 丈部濱足		
104	23.180	続々四十3ウ27紙	謹解	申請月借錢事	合錢壹貫文(加利別百文十五文) 右件錢限一箇月内加利本如數將進上仍注事状謹以解	寶龜五年十二月一日	大網嶋守謹状	證人 大伴淨人	
105	23.516	続々四十3ウ62紙	謹解	申請月借錢事	合貳伯文(利者百別十五文) 右件錢當料給時本利共進上仍注状解	寶龜六年五月卅日	山部針間麻呂	償人丈部濱足	
106	23.568-569	続々四十4ウ62紙	謹解	申請月借錢事	合五百文(利別十五文) 質布三端 右錢進者限料給日本利依員進納仍注状以解	寶龜六年十一月十五日	刑部廣濱	償 物部常石 債 大春日鳥養	徵成將進人 大伴淨人
107	22.058-059	続々二十三ウ2紙	謹解	申請布事	壹端 直錢貳佰文 右件布料給日即在中吉乎將進上仍注状謹以解	寶龜四年八月二十二日	請置始清足		
201	03.391	続二十五1	謹解	申請出拳錢事	合錢二百卅文(限半倍質門田一段) 右件錢秋時不過成而進上謹解新田部宿祢入加惠加良古宇都久志女二人生死同心成而進上■謹申	天平勝實二年五月六日			
202	03.395	続二十五2	謹解	申請出拳錢請事	合請錢四百文 高屋連兄勝 質口分田二段 相妻笑原木女 女稻女 阿波比女 口(右カ)人生死同心八箇月内半倍進上若期月過者利加進上謹解 若年不過者稻女 阿波比女二人身入申	天平勝實二年五月十五日			
203	03.405	続二十五3	謹解	申請出拳錢事	合錢肆佰文(質式下郡十三條卅六走田一町) 受 山道真人津守 息長真人家女 山道真人三中 右件三人生死同心限八箇月半倍將進上若不進上者息長黑麻呂將進上仍録状以解	天平勝實二年五月廿六日	息長真人黑磨		
204	03.406	続後二十1	謹解	申請借貸錢事		天平勝實二年六月五日			文進人大倭目佐伎万呂
205	04.261	続後二十2	謹解	申請借錢事	合錢壹貫文 右件錢請借貸以來七月上旬依數將進納仍具注状謹解	天平實字二年二月	下走 上道真淨		
206	04.273	続四十六1	謹啓	請錢借事	合錢壹貫(卅日許) 右請月借一月限本利并必納報仍状注謹白	天平實字二年六月廿七日	真養謹状		使刑部阿古賣

ナンバ	大日本古文書	所 属	書出文言	事書き	本 文	日 付	日下、署名	償・證・保等	備 考 (使等)
207	04.507	続二十五 6	謹解	申請商錢事	合伍貫文 右錢限八箇月成半倍將進納若過期月成壹倍將進納仍舉事狀謹以解	天平寶字五年八月廿九日	丸子人主	保 漆部造枚人	
301	06.570	続三十一 10	謹解	申請布施留欲事	合長布五匹 右依經師丸部人君可出錢老貫二百文所請如件仍此趣照給屬分垂給謹以申	寶龜五年七月八日	僧惠禪		
302	15.441	続々四十五 3ウ 14 紙			秦乙公百 秦立人百文 調乙万呂百文 大伴諸人冊文 倉古万呂八十文 神人廣万呂百文 日下部廣人六十 調玉足百文 右件人等以去五年十二月廿七日請月借錢未報逃亡是為冒名石山寺仕聞食故好解吉成尊其人面見如所注此書員折請欲給恐々以解	六年三月廿七日	鳥取国万呂状		
303	23.569	続々四十四 50 紙	謹啓	申可進錢期事	合四百文 右以錢十一月八日必依數進上若期日過者罪重請返上仍狀注、謹以解				